

●事前教示制度の概要について



●文書による事前教示制度とは

関税法第7条第3項に基づき、あらかじめ輸入を予定している貨物の関税分類、原産地、関税評価及び減免税の適用可否について、原則として、事前に文書で照会し、その回答を文書で受け取ることが出来る制度。

●文書による事前教示制度のメリット

- ・事前に関税分類、税率、減免税の適用可否がわかるので、原価計算の確実性を高めることができる。
- ・貨物の税番・税率等が判明しているので、輸入通関をよりスムーズに行うことができる。
- ・回答内容は、輸入申告時の審査の際に3年間尊重される。

(法令等の改正で取扱いが変わった場合や照会内容と現品が異なるときなどは除く。)

●文書による事前教示の手続き

- ・必要事項を記載した「事前教示に関する照会書」1通及び審査に必要なその他の資料を事前教示を受けようとする分野の担当部門へ提出する。

●文書による事前教示制度が適用される分野と担当部門

関税分類: 関税鑑査官(078-333-3118)
原産地: 原産地調査官(078-333-3097)
関税評価: 関税評価官(078-333-3119)
減免税: 通関総括第4部門(078-333-4411)

税関様式C第1000号(関税分類の事前教示の場合)

(表面)

受付番号 (税関記入欄)	登録番号 (税関記入欄)	
事前教示に関する照会書 税関様式C第1000号		
令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名・印 代理人の 住所、氏名・印	輸入者符号 (担当者) (電話番号)
下記貨物の □関税率表適用上の所属区分 □国内消費税等の適用区分及び税率	□関税率 □他法令	□統計品目番号 について照会します
製造地 製造者	製造地 製造者	
品名、銘柄 及び品番	単価	輸入申 告予定 官署
照会貨物 □到着 □未到着	参考資料 (返却の要・否)	見本・写真・図画・カガ・説明書・分析成績・その他 ()
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無	照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号)	
	類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号)	
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)		
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 (□有 □無)		
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)	要・否	非公開理由
非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書 要求・提出 枚

(注) 裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。(規格 A4)

(裏面)

○事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい ・ いいえ
2. 照会について	
④ この照会は、 イ、輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ、輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ、輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその 他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを 記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい ・ いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付してください。
- この照会書に記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間(180日を超えない期間に限り)非公開とする必要がある場合には、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄に「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載しうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。
また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格 A4)